

全建事発第 111 号
令和 6 年 12 月 19 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今井 雅則
〔公 印 省 略〕

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の
一部を改正する法律の一部施行について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
建設業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。

一方、厳しい就労条件を背景に、就業者数は減少を続けており、建設業がその役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、必要な担い手の確保に向けた対策を強化することが急務です。

今般、上記を踏まえ、建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などに総合的に取り組むべく、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）により建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の一部改正が行われたところであり、請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加、工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等及び監理技術者等の専任義務の合理化等の事項については、改正法の公布の日から起算して 6 か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされました。

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和 6 年政令第 365 号）により、改正法によるこれらの改正内容の施行の日が令和 6 年 12 月 13 日とされ、かつ、その運用の詳細が、「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」（令和 6 年政令第 366 号）による建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正並びに「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 6 年国土交通省令第 106 号）による建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）の改正及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則」（令和 6 年国土交通省令第 105 号）の制定により別紙のとおり定められ、国土交通省より周知要請がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対しご周知賜りますよう、よろしくお願

い申し上げます。

以 上

(添付資料)

別紙 <建設業者団体あて> 【通知】改正建設業法等の一部施行について

※別紙には、別添1～別添11まで参考資料ございます。

大容量となるため、必要に応じ下記URLよりダウンロードをお願いします。

ダウンロードURL：<https://xgf.nu/pRmmu>

保存期限：令和7年1月15日（水）

パスワード：1213

(担当) 事業部 三浦

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp